

半導体拠点推進調整会議について

県農地・担い手支援課

半導体産業集積強化推進PT会議

連携

半導体拠点推進調整会議

1. 組織

- (1) **設置目的** 農業振興と企業進出の両立を図りつつ、半導体関連企業の集積やそれを支える住宅団地の整備（商業施設は含まない）を可能とするため、農振除外を伴う土地利用調整に取り組む市町村を支援する
- (2) **構成** 土地利用規制を所管する構成課などの課長クラスで構成

幹事課	副幹事課	構成課
農地・担い手支援課 (事務局)	企業立地課 都市計画課 建築課	知事公室、企画課、環境政策課、環境保全課 農林水産政策課、農村計画課、森林整備課、森林保全課 商工政策課、産業支援課、監理課、住宅課

- (3) **作業部会** 会議の下部組織として担当者レベルの作業部会を設置

2. 取組内容

(1) 総合相談窓口の設置

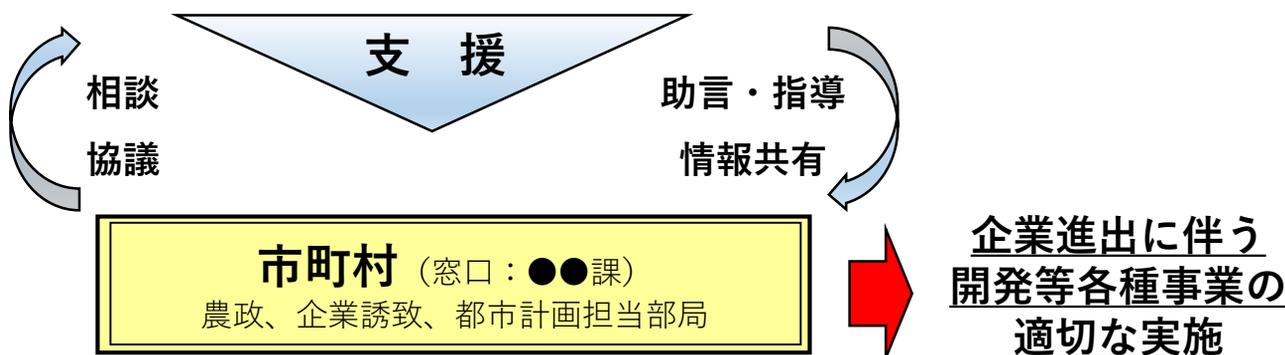
- ・開始時期、設置場所 令和4年12月26日から、農地・担い手支援課内
- ・対象 県内市町村（一般の開発業者等からの直接の相談は受け付けない）
- ・内容 市町村からの農振除外を伴う開発案件（半導体関連企業、住宅団地に限る）の相談情報等を構成課と共有
開発スケジュールを市町村と作成し、個別法の手続きを含めた進捗状況を共有

(2) 市町村へ特例法等の活用の働きかけ

- ・開始時期、方法 令和5年1月から（必要に応じて関係課と同行）
- ・対象 半導体産業の集積が進む地域の市町村
- ・内容 農村産業法等の特例法（優良田園住宅法、地域未来投資促進法）等を活用した進出企業の集約・誘導を働きかける

(3) 市町村担当者のスキルアップに向けた研修会の実施

- ・対象 上記（2）対象市町村の農政、企業誘致、都市計画部局の担当者
- ・内容 土地利用調整に活用できる特例法や個別法などの関係規定や企業誘致等に関連する規定などの説明を関係部局と合同で実施



※取組みのポイント：市町村内においても関係部局の連携した対応